

令和元年 7 月

宇治市指定給水装置工事事業者 様

宇治市上下水道部

給水管（メータ口径 50 mm）の構造変更について（通知）

日頃から、宇治市水道事業にご協力いただきありがとうございます。

本市の給水装置工事基準では、メータ口径 50 mmの構造は、割丁字管又は丁字管で分岐し敷地内に設置した仕切弁までダクタイル鋳鉄管（ $\phi 75$ mm）で配管することになっていますが、工事費が高額となることや施工スペースの確保が難しいことなどから、構造の変更を検討してまいりました。

検討の結果、施工性・経済性を考慮し、給水管（メータ口径 50 mm）の構造を変更することに決定いたしました。

詳細につきましては、以下のとおりとしますのでよろしく申し上げます。

記

1 変更内容（裏面に構造図掲載）

（分岐方法）

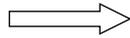
割丁字管・丁字管



サドル付分水栓

（管種・口径）

ダクタイル鋳鉄管（DIP $\phi 75$ ）



耐衝撃性塩化ビニル管

耐衝撃性塩化ビニル管（HIVP $\phi 50$ ）

（HIVP $\phi 50$ ）

2 適用時期

令和元年 8 月 1 日以降に受付する給水装置工事申込書から適用します。

3 注意事項

メータ口径 50 mm以外の構造につきましては、変更はありませんので従来どおりとなります。

※ 構造変更に伴い「給水装置工事基準」を一部改定します。

改定版は、宇治市ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.city.uji.kyoto.jp>

給水管（メータ口径 50 mm）の構造変更について（令和元年 8 月 1 日より適用）
[トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [まちづくり](#) > [上水道](#) > [指定業者のみなさまへのお知らせ](#)

問い合わせ先

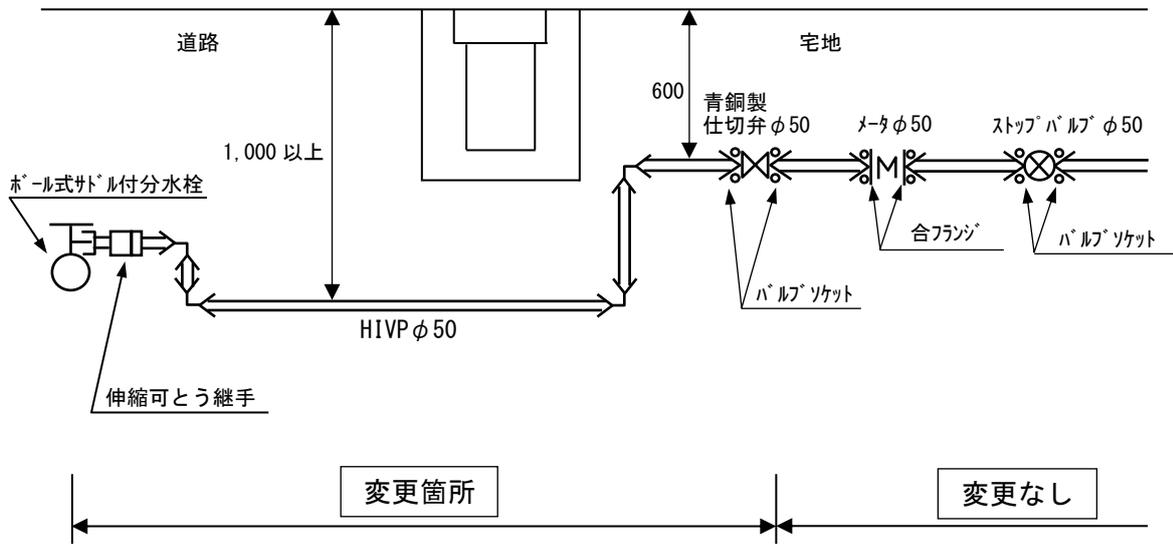
宇治市上下水道部工務課給水係

TEL 0774-20-8764

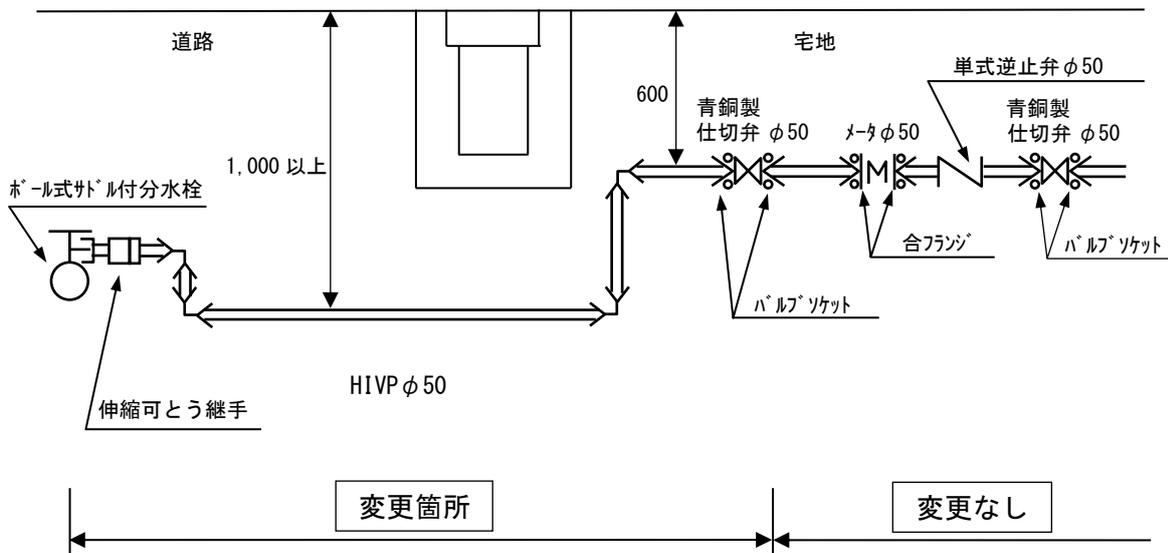
FAX 0774-20-8788

【給水管の構造（φ50 mm）】

◎ 一般の場合（受水槽式給水など）



◎ 直結式給水の場合（集合住宅など）



- ※ ・「直結式給水施行要領」を適用する集合住宅などの建築物については、現行どおり単式逆止弁などを設置する必要があります。
- ・道路部分については、埋設標識シートにより管を表示すること。